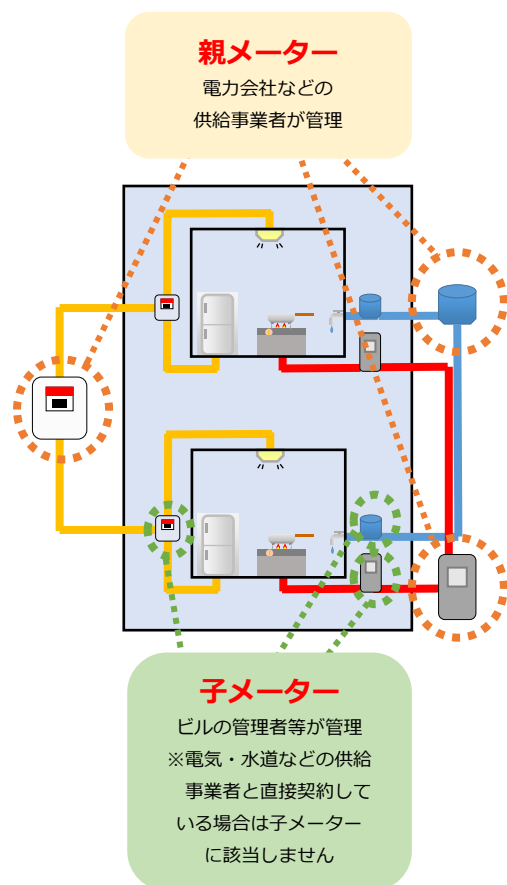


# お使いの電気・ガス・水道メーターは、有効期限内ですか？

沖縄県計量検定所

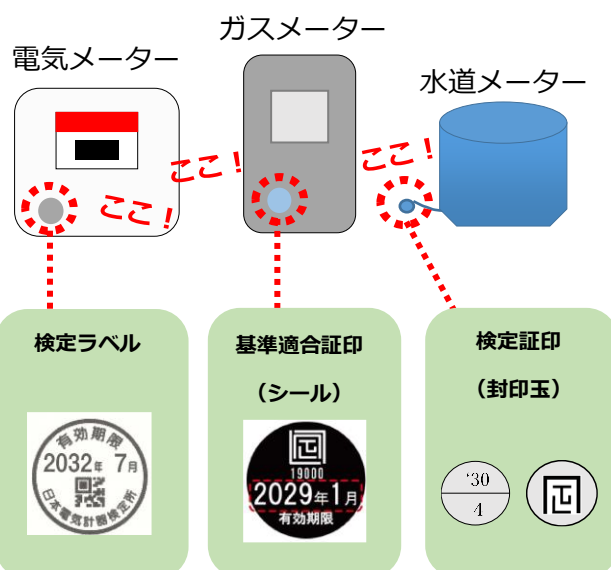
## 【電気・ガス・水道メーター確認の3つのポイント！】

### ポイント①：メーターをどのように設置されているだろう？



### ポイント②：有効期限はどこに書かれているのだろう？

検定※に合格したメーターに  
有効期限が書かれているよ！



#### ※検定とは？



メーターを使用する場合、計量法第70条に基づいて、検定を受けなければならない。検定に合格したメーターは左図のような検定証印等が付される。

### ポイント③：メーターの有効期限は何年？

メーター設置してから  
どれくらい年数が経ったかな？

電気メーター：10年※1  
ガスメーター：10年※2  
水道メーター：8年

※1…種類により5年・7年のものもあります。

※2…種類により7年のものもあります。

**有効期限が切れたメーターを使うと、罰則※が与えられます。**

**気づいたら、早めに設置した事業者等と相談しよう！**

※計量法の第172条では、「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。

## 【お問い合わせ】

沖縄本島地区（那覇市を除く）  
宮古地区（宮古島市・多良間村）  
八重山地区（石垣市・竹富町・与那国町）  
那覇市

沖縄県計量検定所  
沖縄県宮古事務所 総務課  
沖縄県八重山事務所 総務課  
那覇市役所 市民生活安全課

TEL：098-889-2775  
TEL：0980-72-2551  
TEL：0980-82-3040  
TEL：098-862-9955



沖 縄 県